

## 第21回法定協 動議

「議事進行に関する動議について、直ちに採決されることを求める動議」

- 会長の議事整理権は、そもそも円滑に議事を進めるために認められた権限であるとともに、円滑に進めなければならない義務も有するものである。
- 現在、会長は代表者会議において調整されないまま、議事進行を行っており、このような独善的な運営は到底認められるものではない。
- 委員には、会長の議事進行を正常化するため、「休憩」や「散会」を求める「議事進行に関する動議」を提出することが認められており、協議会として意思を決定すべきである。
- 地方議会においては、「議事進行に関する動議」は、他の案件に先立って採決しなければならない「先決動議」である。
- よって、「議事進行に関する動議」が提出された際は、他の案件に先立ち、直ちに採決されるよう動議を提出する。